

豊前市老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊前市内において、適正に管理されていない老朽危険家屋等を除却する所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市民の安心・安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険家屋等 周辺住環境等を悪化させ放置されている木造又は軽量鉄骨造等の建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に掲げる家屋等の老朽度の判定基準による各評点の合計が100点を超えるもの

イ その他市長が除却の必要があると認める建築物

(2) 所有者等 老朽危険家屋等の所有者又は所有者の相続関係者

(3) 対象費用 老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用

(補助の対象)

第3条 この事業の対象となる物件は、次の各号に掲げる要件を満たしたものであるとする。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない老朽危険家屋等

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人が所有権等を有していない老朽危険家屋等

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象費用に3分の1を乗じて得た額以内とし、300,000円を限度とする。

2 過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、300,000円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等)

第5条 所有者等は、老朽危険家屋等の除却にあたり、補助金の交付を受けようとする場合は、当該除却工事に着手する前に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 老朽危険家屋等の解体工事見積書(写し)

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 所有者等と老朽危険家屋等の存する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書

(6) 市税等に滞納がないことを証明する書類(証明書 別紙)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、老朽危険家屋等除却促進事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書に変更計画書及び前条第1項第2号から第5号

に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、変更の承認をし、書面により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 老朽危険家屋等除却促進事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助金交付決定後において、老朽危険家屋等除却促進事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第9条 申請者は、老朽危険家屋等除却促進事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し（除却工事を行った者が発行したもの）

(3) 工事写真（施工前及び施工後）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、前条第2項の補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日以内に補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(申請書等の様式)

第12条 この要綱の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。